

第二次報告案の修正点

＜修正 1＞

Ⅱ. 新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合の確保

1. 現状と課題（P6、6～11 行目）

修正内容																		
旧	<p>一定のモデルのもと省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間は、表 4 のとおりとなっており、中規模建築物（住宅以外）は 10 年と比較的短期間である一方で、住宅及び小規模建築物（住宅以外）は 14 年～35 年と比較的長期間となっている。</p> <p>（表 4）省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大規模</th> <th>中規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅</td> <td>20 年</td> <td>17 年</td> <td>35 年</td> </tr> <tr> <td>建築物（住宅以外）</td> <td>8 年</td> <td>10 年</td> <td>14 年</td> </tr> </tbody> </table>		大規模	中規模	小規模	住宅	20 年	17 年	35 年	建築物（住宅以外）	8 年	10 年	14 年					
	大規模	中規模	小規模															
住宅	20 年	17 年	35 年															
建築物（住宅以外）	8 年	10 年	14 年															
新	<p>一定のモデルのもと省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間は、表 4 のとおりとなっており、中規模建築物（住宅以外）は 10 年と比較的短期間である一方で、住宅及び小規模建築物（住宅以外）は 14 年～35 年 と比較的長期間となっている。</p> <p>（表 4）省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大規模</th> <th>中規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住宅</td> <td>単板ガラスを想定</td> <td>20 年～23 年</td> <td>17 年～19 年</td> <td>35 年～44 年</td> </tr> <tr> <td>複層ガラスを想定</td> <td>10 年～11 年</td> <td>10 年～12 年</td> <td>22 年～30 年</td> </tr> <tr> <td>建築物（住宅以外）</td> <td>8 年</td> <td>10 年</td> <td>14 年</td> </tr> </tbody> </table>		大規模	中規模	小規模	住宅	単板ガラスを想定	20 年～23 年	17 年～19 年	35 年～44 年	複層ガラスを想定	10 年～11 年	10 年～12 年	22 年～30 年	建築物（住宅以外）	8 年	10 年	14 年
	大規模	中規模	小規模															
住宅	単板ガラスを想定	20 年～23 年	17 年～19 年	35 年～44 年														
	複層ガラスを想定	10 年～11 年	10 年～12 年	22 年～30 年														
建築物（住宅以外）	8 年	10 年	14 年															

<修正2>

II. 新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合の確保

2. 講ずべき施策の方向

(1) 適合義務制度の対象範囲の拡大 (P7、19～22 行目)

修正内容	
旧	また、省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間が 14 年～35 年と比較的長期間であるといった状況にあり、適合義務化は、効率性の低い投資を強いる面があり慎重に考える必要がある。
新	また、省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間が 14 年～35 年と比較的長期間であるといった状況にあり、適合義務化は、効率性の低い投資を強いる面があり慎重に考える必要がある。 大規模・中規模建築物（住宅以外）と比較して長期間であり、省エネ基準への適合のための投資が比較的効率性が低いと試算される点に留意する必要がある。

<修正3>

III. 高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進

2. 講ずべき施策の方向

(1) 大手住宅事業者の取組の促進 (P12、13 行目タイトル)

修正内容	
旧	2. 講ずべき施策の方向 (1) 大手住宅事業者の取組の促進
新	2. 講ずべき施策の方向 (1) 大手住宅事業者等の取組の促進

<修正4>

IV. 既存住宅・建築物の省エネルギー性能向上

2. 講ずべき施策の方向

(2) 住宅・建築物の流通段階における省エネ性能の表示の促進 (P15、注釈部分)

修正内容	
旧	21 省エネ性能に関する評価項目である断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級は必須評価項目とされている。
新	21 省エネ性能に関する評価項目である断熱等性能等級→又は一次エネルギー消費量等級は必須評価項目とされている。

<修正5>

V. おわりに (P16、10～20 行目)

修正内容	
旧	<p>本報告は、地球温暖化対策計画等に基づく住宅・建築物分野における 2030 年度の中期目標等の達成のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新築住宅・建築物の省エネ基準への適合の確保 ②高い省エネ性能を有する新築住宅・建築物の供給促進 ③既存住宅・建築物の省エネ性能の向上 <p>の3つの課題ごとに、実態に即した実効性のある省エネルギー対策を取りまとめたものである。</p> <p>国土交通省においては、本報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施すべきである。また、住宅・建築物分野における 2030 年度の中期目標等の達成を確実なものとするとともに、2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減を目指すといった長期的目標の達成も見据え、住宅・建築物の省エネ性能に関する実態など取組の成果や、関連事業者の設計・施工等の実態等について、継続的に最新の状況を把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。</p>
新	<p>本報告は、地球温暖化対策計画等に基づく住宅・建築物分野における 2030 年度の中期目標等の達成のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新築住宅・建築物の省エネ基準への適合の確保 ②高い省エネ性能を有する新築住宅・建築物の供給促進 ③既存住宅・建築物の省エネ性能の向上 <p>の3つの課題ごとに、実態に即した実効性のある省エネルギー対策を取りまとめたものである。</p> <p style="color: red;">将来におけるエネルギー消費量は、今後の関連施策の推進状況や市場の状況等に左右されると考えられるが、本報告でとりまとめた対策が適確に実施される等の前提で行った試算によれば、住宅・建築物分野における 2030 年度の中期目標等の達成に向け、新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量（住宅：314.2 万 KL、建築物（住宅以外）：332.3 万 KL）の達成は可能であると見込まれている。</p> <p style="color: red;">国土交通省においては、本報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施すべきである。なお、制度見直し等にあたっては、審査者、関連事業者、建築主等が住宅・建築物の省エネ性能向上の必要性や制度の内容を理解するとともに、関連事業者が省エネ基準等に習熟するため、実施までに十分な準備期間を確保するとともに、説明会の実施等により、省エネ性能向上の必要性、制度の内容、省エネ基準等について、積極的な周知徹底に努めるべきである。</p> <p>また、住宅・建築物分野における 2030 年度の中期目標等の達成を確実なものとするとともに、2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減を目指すといった長期的目標の達成も見据え、住宅・建築物の省エネ性能に関する実態など取組の成果や、関連事業者の設計・施工等の実態等について、継続的に最新の状況を把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。</p>